

「広野町農業用施設」施設保全計画

策定日 令和3年(2021年)12月16日

策定者 農林水産課

1. 計画策定の背景・目的

広野町農業用施設（以下、「施設」という。）は、昭和50年代に当時の農林業同和対策事業により、広野町付近の農家が小規模であることから、共同育苗を実施し、品種の統一や育苗作業にかかる労力の軽減、良質苗の生産を図ること、周辺地域の農業振興に寄与することを目的に建設されています。

平成26年度には初期の目的を達成したとして、行政財産の用途を廃止し、普通財産に変更したうえで引き続き広野町農業組合に貸付を行っております。施設の安全性を確保し、継続的な維持管理が図れるよう、彦根市公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設計画として策定するものです。

2. 対象施設について

施設名：広野町農業用施設（農業用機械格納庫、乾燥施設）

所 在：彦根市堀町121-1

3. 計画期間について

・令和3年度～令和12年度の10年間

4. 施設の現状について

①施設の概要

施設名称	広野町農業用施設（農業用機械格納庫、乾燥施設）		
床面積	・ 農業用機械格納庫	124.09 m ²	
	・ 乾燥施設	182.70 m ²	
土地面積（施設用地）	・ 農業用機械格納庫	280.24 m ²	
	・ 乾燥施設	598.00 m ²	
建築年度	・ 農業用機械格納庫	1975年（昭和50年）	
	・ 乾燥施設	1976年（昭和51年）	
経過年数	46年		
法定耐用年数	65年		
建築構造	・ 農業用機械格納庫	鉄骨造平屋建	鋼板屋根
	・ 乾燥施設	鉄骨造平屋建	スレート葺

②施設の写真 (令和3年(2021年) 月 日現在)

1-1.乾燥施設 (正面)



1-2.乾燥施設 (南東から)



1-3.乾燥施設 (北東から)



1-4.乾燥施設 (内部)



2-1.農業用機械格納庫 (正面)



2-2.農業機械格納庫 (北から)



③その他特記事項

築 30 年を経過した平成 19 年度に農業用機械格納庫の屋根・外壁等の改修工事が行われ、翌 20 年度には乾燥施設の屋根・外壁等の改修工事を終え、施設の長寿命化が図られました。

また、令和 2 年度に乾燥施設内で使用されていた高濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）含有の蛍光灯安定器を、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき処分を行いました。

現在のところ、雨漏りや施設本来の機能を阻害する劣化は見受けられませんが、農業用機械格納庫のシャッターの一部が経年により劣化しているなど、設備類の不具合が発生しています。

5. 施設の利用状況

施設の貸付けにあたり、本市は広野町農業組合と、施設利用に関する覚書を締結しています。貸付物件は広野町および周辺地域の農業振興に寄与することを目的に使用するものとしており、借主は草刈りや水稻の作付け、収穫、乾燥作業等を周辺地域の農業者から受託し、荒廃農地の発生抑制や、地域農業の維持・振興のため施設利用されています。

なお、日常管理は借主である広野町農業組合が行っており、その原資は同組合が行う農作業受託料等で賄われております。

6. 改修のスケジュール

築 30 年目に実施した屋根・外壁塗装等の改修工事以後、安全性・機能性に著しい不具合は生じておらず、今後においても施設を使用するものとして、計画的に改修を行うこととします。

築 60 年目を迎える令和 15 年頃に、経年劣化による消耗や機能低下に対する機能維持・回復のための修繕を実施する計画ですが、利用実態や社会情勢等の変化を捉え、修繕の必要性については慎重に検討することとします。

なお、当該施設は平屋建てで床面積が 1,000 m²未満であるため、耐震診断を実施する予定はありません。

7. 本計画の実施方針

当該施設は農業用機械の保管や、籾の乾燥作業等で現在も使用中であることから、直ちに解体・撤去を行う事は出来ず、今後も普通財産として広野町農業組合へ貸付けを行う事が妥当であると考えられます。

将来的には広野町農業組合や地域団体等に施設を売却することが望ましいのですが、所有権の移転に際しては、買い手が法人格を有している必要があることから、その実現性は極めて低く、今後も借主が日常の維持管理をし、経年劣化による損耗、機能低下に対する機能維持、機能回復修繕は、これまでどおり市が実施する事とし、出来得る限り長寿命化を図ります。